第三十九条の八十八第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17　法第六十八条の六十一第十三項に規定する貸付金又は社債で政令で定めるものは、連結親法人又はその連結子法人が取得する同項の海外自主開発法人に対する貸付金又は当該海外自主開発法人の発行する社債（その株式又は社債が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている法人に対する貸付金及び当該法人の発行する社債並びに国内にある担保物に係る物上担保又は内国法人の保証が付されている貸付金及び社債を除く。）のうち、その償還期間（貸付金のうちその返済が賦払の方法によるものについては、その最後の賦払金の支払の期日までの期間）が十年以上であるものとし、法第六十八条の六十一第十三項に規定する政令で定める事情は、第九項第一号イからニまでのいずれかに該当する事情とする。

第三十九条の九十第二項第三号を削り、同条第三項中「（次項及び第八項において「軽減対象連結所得金額」という。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める場合は、同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項及び第九項において「経済金融活性化特別地区」という。）内において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業を行つていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める期間は、当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日から適用月数（百二十月から当該被合併法人が経済金融活性化特別地区内において当該事業を行つていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。）を経過する日までの期間とする。

第三十九条の九十第十一項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第六十八条の六十三第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これらの規定」に、「当該」を「これらの」に、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「又は地域に変更」を「若しくは地域又は同条第二項に規定する地区に変更」に、「当該地区」を「これらの地区」に、「当該各号の上欄に掲げる連結法人についての同項に規定する指定の日」を「これらの規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項及び第八項を削り、同条第六項中「第三項の規定を適用する」を「第三項に規定する連結所得の金額又は第六項に規定する特定事業軽減対象連結欠損金額を計算する」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、認定連結親法人又はその認定連結子法人の当該連結事業年度終了の日における経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員（当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）と第三十六条第八項に規定する財務省令で定める特殊の関係のある者及び当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。以下この項において同じ。）の数の当該認定連結親法人又はその認定連結子法人の同日における常時使用する従業員の総数に対する割合とする。

10　法第六十八条の六十三第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第六十八条の六十三第一項の規定の適用を受ける場合　当該特定事業に係る同項に規定する政令で定める金額の百分の四十に相当する金額にイに掲げる金額を乗じてこれをロに掲げる金額で除して計算した金額

イ　当該連結親法人又はその連結子法人の当該特定事業により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該連結親法人又はその連結子法人の個別所得金額

ロ　当該特定事業を行う当該連結親法人及びその各連結子法人のイに掲げる金額の合計額

二　法第六十八条の六十三第二項の規定の適用を受ける場合　当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に係る同項に規定する政令で定める金額の百分の四十に相当する金額に前項に規定する金額、第五項に規定する個別所得金額並びに」に、「軽減対象連結欠損金額若しくは」を「特定事業軽減対象連結欠損金額、軽減対象連結欠損金額及び」に改め、「第六十八条の六十三第一項」の下に「及び第二項、第六十八条の六十三の二第一項及び第五項、第六十八条の六十三の三第一項及び第四項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する連結法人に該当する同項の連結親法人又はその各連結子法人（以下この条においてそれぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。）の当該連結事業年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。第十項第一号イにおいて同じ。）とする。

6　各特定事業に係る特定事業軽減対象連結欠損金額（各特定事業ごとに、法第六十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人に該当する同項の連結親法人及びその各連結子法人の当該特定事業により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合に当該連結事業年度において連結欠損金額を生ずることとなるときのその連結欠損金額に相当する金額をいう。第一号において同じ。）若しくは認定連結親法人若しくはその各認定連結子法人に係る軽減対象連結欠損金額（認定連結親法人又はその各認定連結子法人の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額から同項に規定する個別帰属益金額を控除した金額をいう。以下この項において同じ。）がある場合又は各特定事業に係る第三項に規定する連結所得の金額の合計額と認定連結親法人及びその各認定連結子法人に係る前項に規定する個別所得金額の合計額とを合計した金額（以下この項において「全軽減対象連結所得金額」という。）が当該連結事業年度の連結所得の金額（第一号において「全連結所得金額」という。）を超える場合には、次の各号に掲げる金額は、第三項及び前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一　当該特定事業（当該特定事業により生じた連結所得の金額を計算する場合に、連結欠損金額が生ずることとなる特定事業（以下この号において「欠損発生特定事業」という。）を除く。第十項第一号において同じ。）に係る法第六十八条の六十三第一項に規定する政令で定める金額　当該全軽減対象連結所得金額から欠損発生特定事業に係る特定事業軽減対象連結欠損金額及び軽減対象連結欠損金額の合計額を控除した金額（当該金額が全連結所得金額を超える場合には、当該全連結所得金額に相当する金額。次号において「調整軽減対象連結所得金額」という。）に当該特定事業に係る第三項に規定する連結所得の金額を乗じてこれを当該全軽減対象連結所得金額で除して計算した金額

二　当該認定連結親法人又はその認定連結子法人（軽減対象連結欠損金額に係る認定連結親法人又は認定連結子法人を除く。第十項第二号において同じ。）に係る法第六十八条の六十三第二項に規定する政令で定める金額　当該調整軽減対象連結所得金額に当該認定連結親法人又はその認定連結子法人に係る前項に規定する個別所得金額を乗じてこれを当該全軽減対象連結所得金額で除して計算した金額

第三十九条の九十に次の一項を加える。

14　第九項に規定する常時使用する従業員に含まれない者の範囲その他法第六十八条の六十三の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第三十九条の九十の二第四項中「全連結所得金額又は」を「全連結所得金額及び」に、「第六十八条の六十三の二第一項及び第四項」を「第六十八条の六十三第一項及び第二項、第六十八条の六十三の二第一項及び第五項、第六十八条の六十三の三第一項及び第四項」に改め、同条第六項中「第六十八条の六十三の二第四項」を「第六十八条の六十三の二第五項」に改め、同条第七項及び第八項中「又は第四項」を「又は第五項」に改める。

第三十九条の九十の三第二項中「全連結所得金額又は」を「全連結所得金額及び」に改め、「第五項」の下に「第六十八条の六十三第一項及び第二項、第六十八条の六十三の二第一項及び第五項」を加える。

第三十九条の九十一第三項中「これらの規定」を「同条第一項から第三項まで」に、「又はその連結子法人」を「若しくはその連結子法人又は同条第七項に規定する合併法人」に改める。